

遺伝子倫理委員会の設置及び審査手順

ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成16年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）に基づき、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の実施の適否その他の事項について、提供者等の人権の保障等の倫理的観点とともに科学的観点を含めて調査審議するため、医学部長の諮問機関として遺伝子倫理委員会を設置する。

本委員会は、医学部等でおこなわれるヒトゲノム遺伝子解析研究に関し、申請者から提出のあった遺伝子倫理審査申請書及び実施計画書等の内容と医学部長の諮問する事項について審査する。原則的に倫理委員会開催後に開催することとする。

委員会への申請手続き、判定結果の通知等は、倫理委員会申請課題と同様におこなうが、申請にあたっては、遺伝子倫理審査申請書（様式1：ヒトゲノム・遺伝子解析研究に係る）を用いることとする。

なお、治験審査委員会にて審査後、治験審査委員長が遺伝子倫理委員会に対しても審査を求める場合、迅速処理（遺伝子倫理委員会迅速審査担当委員のみの審査）にて審査を求めることができる。その際は、遺伝子倫理審査申請書に加えて治験審査委員長が発行する遺伝子倫理委員会迅速審査依頼書を添えて申請する。